

各 位

会 社 名 藤倉コンポジット株式会社 代表者名 代表取締役 社長執行役員 森田 健司 (コード番号5121 東証プライム市場) 問合せ先 取締役 常務執行役員 髙橋 秀剛 (TEL 03-3527-8111)

# 本店所在地の移転及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2024年5月24日開催の取締役会において、以下のとおり定款の一部変更について2024年6月27日開催の第145回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。また、前記定款一部変更が承認されることを条件として本店移転を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

- 1. 本店所在地の移転
- (1)移転先東京都品川区

#### (2) 移転の理由

働き方改革の推進及びオフィス機能の強化と業務効率の向上のため、本店の所 在地を東京都江東区から品川区に変更するものであります。新事務所については、 フィッティング及びリシャフトサービス(株式会社アールアンドアールフジクラ 五反田本店(仮称))を併設し、お客様対応が可能なスペースの設置、新しい発 想や企画を生み出しやすいスペースの確保、社員のコミュニケーションがとりや すい労働環境を重視した新しいオフィスを創ることを目指します。

#### (3) 移転予定日

2024年11月30日を予定 (2024年度中に開催される取締役会において移転日を決定いたします。)

- 2. 定款の一部変更
- (1)変更の理由
- ① 本店所在地の移転

現行定款第3条(本店の所在地)所定の本店所在地を、東京都江東区から東京都品川区に変更するものであります。

#### ② 取締役の役職名の変更

2024年4月25日開示「役員人事に関するお知らせ」のとおり取締役の役職名を変更いたしましたが、それに伴い現行定款第14条、第22条及び第25条に表記されている取締役の役職名を変更するものであります。

#### (2)変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

# 現行定款

第1章 総 則

第1条~第2条 (条文省略)

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都<u>江東区</u>に置く

#### 第4条~第13条(条文省略)

(招集権者および議長)

- 第 14 条 株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招 集し、議長となる。
- 2. 取締役社長に事故があるときはあらかじめ取締役会の定めた順序により取締役中の1名がこれに代わる。

#### 第15条~第21条(条文省略)

(取締役会の招集権者および議長)

- 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。
- 2. <u>取締役社長</u>に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、 他の取締役が取締役会を招集し、議長と なる。

## 第23条~第24条(条文省略)

(代表取締役および役付取締役)

- 第25条 取締役会は、その決議によって取 締役(監査等委員である取締役を除 く。)から代表取締役を選任する。
  - 2. 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)から取締役会長、<u>取締役社長</u>各1名および<u>取締役副社長、専務取締役、常務取締役</u>各若干名を選定することができる。

### 変更案

則

第1条~第2条 (現行通り)

第1章 総

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都品川区に置く。

#### 第4条~第13条(現行どおり)

(招集権者および議長)

- 第14条 株主総会は、<u>取締役 社長執行役員</u> がこれを招集し、議長となる。
- 2. <u>取締役 社長執行役員</u>に事故があるとき はあらかじめ取締役会の定めた順序に より取締役中の1名がこれに代わる。

#### 第15条~第21条(現行どおり)

(取締役会の招集権者および議長)

- 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役 社長執行役員</u>が これを招集し、議長となる。
- 2. <u>取締役 社長執行役員</u>に事故あるときは、 取締役会においてあらかじめ定めた順序 に従い、他の取締役が取締役会を招集し、 議長となる。

## 第23条~第24条(現行どおり)

(代表取締役および役付取締役)

- 第25条 取締役会は、その決議によって取 締役(監査等委員である取締役を除 く。)から代表取締役を選任する。
  - 2. 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。) から取締役会長、取締役 社長執行役員各1名および取締役 副社長執行役員、取締役 専務執行役員、取締役 常務執行役員各若干名を選定することができる。

則 則 第1条(条文省略) 第1条 (現行通り) <新設> (本店所在地変更の効力発生日)

第2条 定款第3条 (本店の所在地) の変更

は、2024 年度中に開催される取締役 会において決定する本店移転日をもって 効力を生ずるものとし、本条の規定は本 店移転の効力発生日経過後、これを削除 する。

3. 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日(予定) 2024年6月27日(木曜日) 定款変更の効力発生日(予定)

2024年6月27日(木曜日)

なお、第3条については2024年度中 に開催される取締役会において決定 される本店移転日をもって効力を生 ずるものとする。

以上